

道路交通法  
一部改正

令和5年7月1日  
より

# 電動キックボード どうなる!? どう乗る!?



※形状は様々なものがあり、  
イラストは一例です

令和5年7月1日から、原動機付自転車は車体の大きさや構造などに応じて「一般原動機付自転車」と新区分「特定小型原動機付自転車」に区分されます。いわゆる電動キックボードのうち、基準を満たしたものは、区分に応じた新しいルールで走行できるようになりました。

## こうなる!

電動キックボードの形状をしているもののうち、「特定小型原動機付自転車」は免許が要らない!  
ヘルメットの着用は努力義務!  
16歳未満は運転禁止!

## 新区分「特定小型原動機付自転車」として扱われるもの

車体の大きさ	長さ190cm以下 幅60cm以下
定格出力	原動機として 0.60kW以下の電動機を用いること
最高速度	20km/h を超える速度を出すことができない ※構造上20km/h以上出すことができるものは、走行中に速度の設定を20km/h超に変更することができないこと
仕組み	AT(オートマティック)機構であること
最高速度表示灯	灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの ※特例特定小型原動機付自転車の場合は最高速度表示灯を点滅させることが必須
その他の義務	
自賠責保険(共済)への加入義務やナンバープレートの取得と設置義務	
運転者の遵守事項	
運転者の条件	16歳以上であること(免許不要)
ヘルメット着用	努力義務
通行ルール	車道通行が原則、他、普通自転車専用通行帯の通行可 ※6km/hを超えない速度など、特例特定小型原動機付自転車として各種条件を満たした場合、最高速度表示灯を点滅させたうえであれば、特定の歩道や路側帯の通行も可

車道通行が原則。歩道を通行できるのは例外的な場合に限られます!  
これから電動キックボード等に乗る人はルールを確かめ、これまで乗っていた人は、ルールを改めて確認し、安全に走行しましょう。

山梨県警察・山梨県・山梨県交通対策推進協議会

# こう乗る! 電動キックボード等の交通ルール

電動キックボード等が新区分「特定小型原動機付自転車」として、公道を走行するには、一定の基準を満たさなければなりません。基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、一般原動機付自転車や自動車となり、対応する免許が必要です。そのうえで、車両区分に応じた交通ルールが適用されるので注意しましょう。

## 車道通行が原則

車道の左側端を通行しなければなりません。

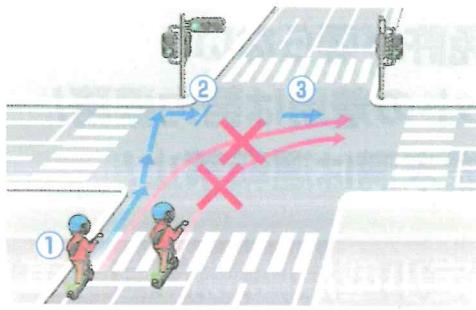
※自転車道は通行することができます。

信号機の信号や標識を守らなければなりません。

原則として、車両用の信号に従わなければなりませんが、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合や特例特定小型原動機付自転車が歩道を進行して道路を横断する場合は、歩行者用信号機に従いましょう。

## 交差点は二段階右折です

特定小型原動機付自転車等が右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



- ①青信号で交差点の向こう側まで直進する
- ②その地点で止まって右に向きを変える
- ③前方の信号が青になってから進む

※条件により「小回り右折」ができるのは、一般原動機付自転車です。

●自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務です。  
事故による多額の賠償や自身の傷害等に備えて任意保険にも加入しましょう。

●各自治体でナンバープレートを取得し、取り付けなくてはなりません。



●交通反則通告制度の対象です。

運転免許が不要なため点数制度の対象外で、違反した場合には基礎点数は付きません。しかし交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象であるため、行政上の手続として反則金や放置違反金の納付が必要です。

●16歳未満の人は運転禁止です。

罰則 6ヶ月以下の懲役又は、10万円以下の罰金

●飲酒運転は厳罰です。

酒や車両を提供した人も厳罰に!

●事故が起きたときは、負傷者を救護し、直ちに警察に報告しなければなりません。

## 例外的に「歩道等」を通行できる特例特定小型原動機付自転車

歩道等を通行できるのは特定小型原動機付自転車のうち「特例特定小型原動機付自転車」で、次のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものに限られます。

- 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること
- 最高速度表示灯の点滅中は時速6kmを超える速度を出すことができない車体の構造であること
- 側車を付けていないこと
- ブレーキが走行中、容易に操作できる位置にあること
- 鋭い突出部のないこと

ただし、保安基準を満たす特例特定小型原動機付自転車であっても、すべての歩道等を通行できるわけではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識(左図)等が設置されている歩道や道路の左側に設けられた路側帯に限られます。

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分又は特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を徐行しなければなりません。

※歩道等とは、歩道と路側帯をいいいます。

## 特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる17の危険な行為

以下の「特定小型原動機付自転車危険行為」をし、3年以内に2回以上摘発されると講習の受講が命じられ、3ヶ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。

歩行者用道路 徐行違反	通行区分 違反	歩道徐行等 義務違反	路側帯進行方法違反
※通行が認められている歩行者用道路の場合。	※歩道通行や車道の右側通行などの行為。	※特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車に限ります。	※特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車に限ります。
遮断踏切 立入り	優先道路通行車 妨害等	交差点 優先車 妨害	環状交差点 通行車妨害等
指定場所一時不停止等	整備不良車両の 運転	酒気帯び 運転等	共同危険行為等
安全運転 義務違反	携帯電話使用等	妨害運転	特定小型原動機付自転車運転者講習の 講習時間は… 3時間 講習手数料… 6,000円(標準額) 命令に従わずに講習を受けないと… 5万円以下の罰金